

## 災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定

幕別町（以下「甲」という。）と帶広トヨペット株式会社（以下「乙」という。）は、幕別町内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における次世代自動車からの電力供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における次世代自動車からの電力供給に関し、甲が乙に対して協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

### （次世代自動車等の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する電力供給に使用する次世代自動車等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグイン・ハイブリッド車
- (3) ハイブリッド自動車
- (4) 外部給電に必要な機器

### （要請）

第3条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して次世代自動車からの電力供給を要請することができる。

2 前項に規定する甲の要請は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

### （協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において、応ずるものとする。

### （引き渡し）

第5条 乙は、第3条の規定による要請を受け、甲に次世代自動車等を使用させる場合は、甲の指定する日時及び場所に次世代自動車等を運搬し、甲に引き渡すものとする。

### （使用上の留意事項）

第6条 甲は、前条の規定により引き渡しを受けた次世代自動車等を次に掲げる事項を遵守の上、使用するものとする。

- (1) 乙が定める使用条件を守り、安全な場所及び方法で使用すること。
- (2) 故障又は何らかの理由で使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡を行い、対応を協議する。

（返却）

第7条 甲は、次世代自動車等の使用を終了した際は、乙の指定する日時及び場所で乙に返却する。

- 2 甲は、次世代自動車等の返却に際し、引き渡し前の状態に復して乙に返却しなければならない。
- 3 甲は、次世代自動車等の返却後、災害時要請業務実施報告書（第2号様式）により使用内容等について速やかに乙に報告する。

（費用負担）

第8条 この協定に基づく次世代自動車の使用の対価については、無償とする。ただし、運行及び電力供給に必要な燃料は、甲の負担とする。

（賠償）

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、次世代自動車等を破損又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲と乙は、本協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

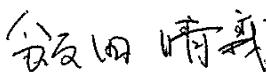
（疑義の解決）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年5月12日

甲 中川郡幕別町本町130番地1  
幕別町

幕別町長 



乙 帯広市大通南6丁目17番地  
帶広トヨペット株式会社

代表取締役社長 

